

# 勧告案の提出・決定の手順 (Ver. 4.5)

## 第1項 用語

本文でいう「勧告案」は以下を指すものとする。

- ・測定法・試験法に関する報告書案
- ・標準物質に関する報告書案
- ・名称設定・命名法に関する報告書案
- ・指針・見解・提出文書に関する報告書案
- ・機器の性能規格に関する報告書案
- ・基準範囲・カットオフ値に関する報告書案
- ・現状調査報告書案や多施設共同研究報告書案
- ・その他学術連絡委員会で認められた報告書案

## 第2項 適用範囲

本内規は、勧告案の提出と決定の手順について規定する。

なお、本勧告案の対象になるものは上記第1項で記載したものとし、その提出・決定手順も同様に扱うものとする。

註1：指針（ガイドライン）は、当該項目についての参考的内容をまとめたものあるいは作業の進め方および問題の解決の進め方などについて示したもの。例としてQAに関する参考的内容などが挙げられる。

註2：試験法は、当該項目についての特性を試験するための作業マニュアルを示したもの。例として測定法あるいは測定試薬の測定特性や測定装置などの機器に関する性能特性の把握や確認の仕方などが挙げられる。

註3：規格は、当該項目についての仕様を規定したもの。例として機器やこれに関連する付属装置や部品などについての仕様などが挙げられる。

## 第3項 プロジェクトの申請

- 1) 勧告案を提出するにあたって、まずプロジェクトの申請を所定の用紙「申請書\_新規プロジェクト」および「内規\_PJ申請の手順」に従って準備し、当該の専門委員会を経て、その専門委員会委員長より学術連絡委員会に提出する。プロジェクトの期間は原則として1期2年とする。
- 2) 専門委員会が申請するプロジェクトの申請書の作成方法、構成員、申請手続きに関する手順は、「内規\_PJ申請の手順」に従う。
- 3) なお、当該の専門委員会がない場合は、申請代表者が直接学術連絡委員会委員長に申請することができる。

註4：プロジェクト申請のための当該専門委員会がない場合は、新規の関連する専門委員会が組織されるまで、学術連絡委員会がそれに替わって担当する。

## 第4項 プロジェクトの審査

- 1) 第3項で申請されたプロジェクトは、学術連絡委員会の審議を経て、採否を決定する。

## 第5項 プロジェクトの公表 (Stage1)

- 1) 第4項で採択されたプロジェクトは、申請内容に従って行われた検討結果を、学術集会でStage 1（提出年月日を明記）として公表し討議する。また、約1ヶ月間の期間を設け広く意見を求める。
- 2) これらの学術集会で討議の時間が設けられない場合は、検討結果の内容は当該の雑誌臨床化学の補冊に誌上発表を行い、約1ヶ月間の期間を設けて広く意見を求める。

註5：公表内容に対する意見の提出締切年月日を明記する。

註6：プロジェクトの検討内容の公表に対する意見は、学会事務局に提出する。なお、意見の提出文書には、プロジェクト名、項目別に分けた具体的意見内容、提出者名の順で記載する。

## 第6項 勧告案の提出 (Stage2)

- 1) 第5項での討議および意見の収集を経たのち、勧告案の書式に従って勧告案 Stage2 (提出年月日を明記) として準備し、勧告案提出責任者が学術連絡委員会に提出する。

註7: 勧告案の作成は「PJ 報告書作成ガイドライン(Ver. 1.6)」に従う。

註8: 公表内容に対して提出された意見は、意見内容と意見に対する見解を記した文書を準備し、添付資料として提出する。なお、本勧告案の提出責任者は当該の専門委員会委員長とする。また、学術連絡委員会が代行している場合は学術連絡委員会委員長とする。なお、本勧告案の提出にあたっては、当該の委員会の事務局が委員長に代わって行ってもよい。

## 第7項 勧告案の審議

- 1) 第6項の勧告案は学術連絡委員会で期間を設けて審議する。これらの審議結果は、学術連絡委員会から勧告案の提出責任者に通知する。
- 2) このとき勧告案に追加あるいは修正などが指示された場合は、その指示に従って処理したものを、勧告案提出責任者は学術連絡委員会に勧告案 (提出年月日を明記) として再提出する。

註9: 勧告案審議にあたっては、学術連絡委員会で査読者を少なくとも2名を指名する。査読者は査読結果を学会事務局に提出する。なお、学術連絡委員会委員長は査読者を指名することができる。

註10: 勧告案提出責任者は、査読結果で訂正などが指示された内容およびそれに対する見解をまとめて文書として準備し、添付資料として提出する。

## 第8項 勧告案の承認

- 1) 第7項の最終の勧告案 (提出年月日を明記) は、学術連絡委員会から理事会に提出され、承認を受ける。
- 2) 理事会で承認後、雑誌臨床化学に掲載するまでの作業は編集委員会が行う。

## 第9項 勧告法の公表 (Stage3)

- 1) 第8項の理事会で承認された勧告案 Stage3 (提出年月日を明記) は、日本臨床化学会として正式に公表する。併せて必要に応じて関連学協会に提示する。

註11: 勧告案の公表をもって、日本臨床化学会が認めた勧告の文書とする。

註12: 勧告法の内容は、原則として英文で論文報告を行う。なお、勧告案の英文報告については、プロジェクト担当者が、勧告法の内容について、関係する専門学会に英語での学会発表および関係する専門学会誌や専門誌に英語の学術論文として投稿することができる。

註13: JCCLS への提出にあたっては、JCCLS 側で JCCLS の HP に本勧告を PDF などで掲示する場合や本勧告にしたがった収益事業などを行う場合は、著作権などの関係から、あらかじめ JSCC の名称なども含めて双方で契約文書を取り交わしてから行う。

## 第10項 プロジェクトの進行状況と途中終了

- 1) プロジェクトの責任者は、プロジェクトの進行状況を学術連絡委員会に報告する。また、プロジェクトを途中終了する場合は、「申請書\_プロジェクト途中終了」にその理由を記して学術連絡委員会に報告する。学術連絡委員会はこれらの報告を整理し、その結果を理事会に報告する。

註14: 第5項の勧告案の提出は、原則としてプロジェクト期限内に行う。もしこれが実行できない場合は、途中終了にするか、継続にするかの処理を行う。途中終了する場合は、途中終了報告書を提出する。また、継続する場合は、「申請書\_プロジェクト継続」によりプロジェクトの再申請を行う。このプロジェクトの再申請の審議にあたっては、内容によって新規のプロジェクトとして扱うことがある。また、再申請については1度のみとし、プロジェクト補助金は追加払いしない。

## 第11項 適用範囲外の扱い

- 1) プロジェクト内容が適用範囲外の項目については、勧告法としての公表はしないが、検討結果については学術集会に報告する (誌上发表を含む) か、あるいは委員会報告とはしないが、特集あるいは投稿記事として扱ってもよい。

## 勧告案の提出・決定作業手順（詳細）

### 1. プロジェクトの申請

- 1) 新規申請受理後、学術連絡委員会にてメール審議（意見聴取期間 7～10 日間）を実施する。
- 2) 学術連絡委員会承認後、学術担当理事名でメール理事会審議（意見聴取期間 7～10 日間）を実施する。
- 3) 理事会承認後、プロジェクト担当者へ申請の承認通知を行う。
- 4) プロジェクト構成員の利益相反申告書ならびにプロジェクトの予算を確認後、補助金の振込を実施する。

### 2. プロジェクトの公表（Stage1）

- 1) 検討結果を年次学術集会で公表し、討議する。
- 2) さらに約1ヶ月間の期間で意見を求める。
- 3) 提出意見は意見内容とそれに対する見解を文書で準備し、添付資料として提出する。

### 3. 勧告案の提出（Stage2）

- 1) 勧告案受理後、学術連絡委員会で査読者を選出する。
- 2) 査読依頼をする（査読期間：2週間以内）。
- 3) 査読結果をまとめて提出担当者へ送る（査読者名は伏せる）。
- 4) 再投稿の原稿は、提出担当者が査読者に送り、修正箇所の確認をする。
- 5) 最終の勧告案について提出担当者が学術連絡委員会に提出する。

### 4. 勧告の公表（Stage3）

- 1) 勧告案受理後、学術担当理事名でメール理事会審議（意見聴取期間 7～10 日間）を実施する。
- 2) 理事会承認後、担当者へ申請の承認通知を行う。
- 3) 原稿（本文および図表）提出後、編集委員会に連絡、掲載準備。
- 4) 最終報告時に会計報告、領収書の提出を受ける。